

山梨県公報

第五百八十四号

令和七年

八月四日

月 曜 日

目次

告示

○急傾斜地崩壊危険区域の指定……………四〇九

公告

○採石業務管理者試験の実施……………四〇九
○大規模小売店舗を設置する者等の変更の届出(五件)……………四一〇
○大規模小売店舗において小売業を行う者の変更の届出(五件)……………四一三
○開発行為及び公共施設に関する工事の完了について……………四一五
○一般競争入札について……………四一五

告示

山梨県告示第二百三十一号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和四十四年法律第五十七号)第三
条第一項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域に指定する。その関係図面
は、山梨県県土整備部砂防課及び中北建設事務所峡北支所に備え置いて縦覧に供する。
令和七年八月四日

山梨県知事 長 崎 幸 太 郎

急傾斜地崩
壊危険区域

山梨県北杜市須玉町江草字下中田の区域内の土地のうち、次の二十六
点から三十八点までを順次結んだ線及び二十六点と三十八点を結んだ
線に囲まれた土地の区域(平成八年山梨県告示第百十五号で指定した
土地の区域を除く。)

番号

座標

上八巻

二十六点

北緯三五度四九分五七秒八三四二
東経一三八度二八分一八秒三五八八

公 告

● 採石業務管理者試験の実施
採石法(昭和二十五年法律第二百九十一号)第三十二条の十三第一項の規定により、
採石業務管理者試験を次のとおり実施する。

令和七年八月四日

一 試験日時 令和七年十月十日(金)午前十時から正午まで

山梨県知事 長 崎 幸 太 郎

- 二 試験場所 甲府市丸の内一丁目六番一号 山梨県防災新館四〇七会議室
- 三 受験資格 年齢、性別、学歴、居住地及び国籍を問わない。
- 四 試験科目 次に掲げる科目について筆記試験を行う。

1 岩石の採取に関する法令事項（環境保全等関係法令事項を含む。）

2 岩石の採掘、発破、破砕選別、汚濁水の処理、脱水ケーキ（脱水処理に伴って生ずる湿状の岩石粉をいう。）の処理、廃土及び廃石のたい積並びに採掘終了時の措置に関する技術的な事項

五 受験手続

1 提出書類

(一) 受験願書

(二) 採石業務管理者試験受験票（控）及び採石業務管理者試験受験票（採石業務管理者試験受験票（控）には写真（受験願書提出前六月以内に撮影した縦六センチメートルかつ横四センチメートル、無帽、正面上半身像のものであって、裏面に撮影年月日、氏名及び年齢を記載したもの）一枚をのり付けすること。）

2 受験手数料 八千百円（受験願書に八千百円に相当する額面の山梨県収入証紙を貼り付け、消印はしないこと。なお、受験手数料は、出願を取り消し、又は受験しなかった場合でも還付しない。）

六 受験願書受付期間 令和七年九月十七日（水）から十月一日（水）までの山梨県の休日を含める条例（平成元年山梨県条例第六号）に定める県の休日を除く日の午前九時から午後五時までとする。ただし、郵送の場合は、同日までの消印のあるものは有効とする。

七 受験願書の提出先 甲府市丸の内一丁目六番一号 山梨県森林環境部森林整備課

八 合格者の発表 令和七年十月三十一日（金）に山梨県防災新館東側掲示板及び山梨県のホームページにおいて合格者の受験番号を発表するとともに、合格者に通知する。

九 その他

1 試験当日持参する物

(一) 採石業務管理者試験受験票

(二) 筆記用具

2 不明な点については、山梨県森林環境部森林整備課（電話〇五五―二三―一六四五）に問い合わせること。

● 大規模小売店舗を設置する者等の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出が

あったので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により、次のとおり公告し、及び縦覧に供する。

令和七年八月四日

山梨県知事 長 崎 幸 太 郎

一 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 株式会社渡東 代表取締役 岡田恵美 東京都千代田区岩本町一丁目二番十三号

二 届出の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地 渡東ショッピングセンター 山梨県富士吉田市下吉田五丁目二十四番一号

2 変更した事項

(一) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前	変更後
株式会社渡東 代表取締役 渡辺正 東京都千代田区岩本町一丁目二番十三号	株式会社渡東 代表取締役 岡田恵美 東京都千代田区岩本町一丁目二番十三号

(二) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前	変更後
株式会社山梨さえき 代表取締役 桑原孝正 山梨県富士吉田市富士見六丁目十一番二十三号 外一者	株式会社山梨さえき 代表取締役 吉川治彦 山梨県富士吉田市富士見六丁目十一番二十三号 外一者

3 変更の年月日 平成三十年五月三十一日 外

三 届出年月日 令和七年七月十七日

四 縦覧場所 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号山梨県庁別館二階 山梨県県民情報センター

五 縦覧期間 この公告の日から令和七年十二月四日まで

● 大規模小売店舗を設置する者等の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出があったので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により、次のとおり公告し、及び縦覧に供する。

令和七年八月四日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

一 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 株式会社東京さえき 代表取締役 長谷川徹 東京都国立市富士見台四丁目七番地の十一
二 届出の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地 フーズマーケットおかじま七日市場店 山梨県山梨市七日市場字高芝原八百四十二番 外

2 変更した事項

(一) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前	変更後
株式会社東京さえき 代表取締役 長谷川徹 東京都国立市西一丁目十一番地の六	株式会社東京さえき 代表取締役 長谷川徹 東京都国立市富士見台四丁目七番地の十一

(二) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前	変更後
株式会社山梨さえき 代表取締役 桑原孝正 山梨県富士吉田市富士見六丁目十一番二十三号 外一者	株式会社山梨さえき 代表取締役 吉川治彦 山梨県富士吉田市富士見六丁目十一番二十三号 外一者

3 変更の年月日 令和五年四月二十日 外

三 届出年月日 令和七年七月十七日

四 縦覧場所 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号山梨県庁別館二階 山梨県県民情報センター

五 縦覧期間 この公告の日から令和七年十二月四日まで

● 大規模小売店舗を設置する者等の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出があったので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により、次のとおり公告し、及び縦覧に供する。

令和七年八月四日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

一 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 株式会社山梨さえき 代表取締役 吉川治彦 山梨県富士吉田市富士見六丁目十一番二十三号

二 届出の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地 セルバ本店 山梨県富士吉田市下吉田東四丁目一番十五号

2 変更した事項

(一) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前	変更後
株式会社山梨さえき 代表取締役 桑原孝正 山梨県富士吉田市富士見六丁目十一番二十三号	株式会社山梨さえき 代表取締役 吉川治彦 山梨県富士吉田市富士見六丁目十一番二十三号

(二) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前	変更後
株式会社山梨さえき	株式会社山梨さえき

代表取締役 桑原孝正 山梨県富士吉田市富士見六丁目十一番 二十三号	代表取締役 吉川治彦 山梨県富士吉田市富士見六丁目十一番 二十三号
---	---

- 3 変更の年月日 令和七年五月二十一日
届出年月日 令和七年七月十七日
縦覧場所 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号山梨県庁別館二階 山梨県県民情報センター
縦覧期間 この公告の日から令和七年十二月四日まで

● 大規模小売店舗を設置する者等の変更の届出
大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出があったので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により、次のとおり公告し、及び縦覧に供する。
令和七年八月四日

山梨県知事 長 崎 幸太郎
一 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 株式会社山梨さえき 代表取締役 吉川治彦 山梨県富士吉田市富士見六丁目十一番二十三号
二 届出の概要

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地 御坂マーケットタウン 山梨県笛吹市御坂町夏目原字カウド千百十六番
2 変更した事項
(一) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前 株式会社山梨さえき 代表取締役 桑原孝正 山梨県富士吉田市富士見六丁目十一番 二十三号	変更後 株式会社山梨さえき 代表取締役 吉川治彦 山梨県富士吉田市富士見六丁目十一番 二十三号
---	---

(二) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前 株式会社山梨さえき 代表取締役 桑原孝正 山梨県富士吉田市富士見六丁目十一番 二十三号 外二者	変更後 株式会社山梨さえき 代表取締役 吉川治彦 山梨県富士吉田市富士見六丁目十一番 二十三号 外二者
---	---

- 3 変更の年月日 令和七年五月二十一日
届出年月日 令和七年七月十七日
縦覧場所 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号山梨県庁別館二階 山梨県県民情報センター
縦覧期間 この公告の日から令和七年十二月四日まで

● 大規模小売店舗を設置する者等の変更の届出
大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出があったので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により、次のとおり公告し、及び縦覧に供する。
令和七年八月四日

山梨県知事 長 崎 幸太郎
一 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 株式会社山梨さえき 代表取締役 吉川治彦 山梨県富士吉田市富士見六丁目十一番二十三号
二 届出の概要

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地 忍野マーケットタウン 山梨県南都留郡忍野村忍草字高芳千四百五番 外
2 変更した事項
(一) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前 株式会社山梨さえき 代表取締役 桑原孝正 山梨県富士吉田市富士見六丁目十一番	変更後 株式会社山梨さえき 代表取締役 吉川治彦 山梨県富士吉田市富士見六丁目十一番
---	---

二十三号 外二者

二十三号 外二者

(二) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人に
あつては代表者の氏名

変更前	変更後
株式会社山梨さえき 代表取締役 桑原孝正 山梨県富士吉田市富士見六丁目十一番 二十三号 外二者	株式会社山梨さえき 代表取締役 吉川治彦 山梨県富士吉田市富士見六丁目十一番 二十三号 外二者

3 変更の年月日 令和七年三月一日 外

三 届出年月日 令和七年七月十七日

四 縦覧場所 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号山梨県庁別館二階 山梨県県民情報
センター

五 縦覧期間 この公告の日から令和七年十二月四日まで

● 大規模小売店舗において小売業を行う者の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出が
あつたので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により、次のとおり
公告し、及び縦覧に供する。

令和七年八月四日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

一 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名 オリックス株
式会社 代表執行役 井上亮 東京都港区浜松町二丁目四番一号

二 届出の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地 笛吹南マーケットタウン 山梨県笛吹市境川
町石橋字堰添五百七十五番一 外

2 変更した事項 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所
並びに法人にあつては代表者の氏名

変更前

変更後

株式会社山梨さえき

代表取締役 桑原孝正

山梨県富士吉田市富士見六丁目十一番二
十三号 外一者

株式会社山梨さえき

代表取締役 吉川治彦

山梨県富士吉田市富士見六丁目十一番
二十三号 外一者

3 変更の年月日 令和七年五月二十一日

三 届出年月日 令和七年七月十七日

四 縦覧場所 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号山梨県庁別館二階 山梨県県民情報
センター

五 縦覧期間 この公告の日から令和七年十二月四日まで

● 大規模小売店舗において小売業を行う者の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出が
あつたので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により、次のとおり
公告し、及び縦覧に供する。

令和七年八月四日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

一 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名 芙蓉建設株式
会社 代表取締役 大森明彦 山梨県富士吉田市中吉田五丁目十五番二十九号

二 届出の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地 笛吹河内店舗 山梨県笛吹市石和町河内字宮
窪四百三十九番一 外

2 変更した事項 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所
並びに法人にあつては代表者の氏名

変更前

変更後

株式会社山梨さえき

代表取締役 桑原孝正

山梨県富士吉田市富士見六丁目十一番二
十三号 外一者

株式会社山梨さえき

代表取締役 吉川治彦

山梨県富士吉田市富士見六丁目十一番
二十三号 外一者

3 変更の年月日 令和七年五月二十一日

三 届出年月日 令和七年七月十七日

- 四 縦覧場所 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号山梨県庁別館二階 山梨県県民情報センター
- 五 縦覧期間 この公告の日から令和七年十二月四日まで

● 大規模小売店舗において小売業を行う者の変更の届出
大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出があったので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により、次のとおり公告し、及び縦覧に供する。

令和七年八月四日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 株式会社四つ葉コーポレーション 代表取締役 小澤牧子 山梨県甲府市北口三丁目四番三十三号 セインツ、二十五―二千五百一号室

二 届出の概要

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地 おかじま都留食品館 山梨県都留市田原二丁目八百四十三番地 外

- 2 変更した事項 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前	変更後
株式会社山梨さえき 代表取締役 桑原孝正 山梨県富士吉田市富士見六丁目十一番二十三号	株式会社山梨さえき 代表取締役 吉川治彦 山梨県富士吉田市富士見六丁目十一番二十三号

- 3 変更の年月日 令和七年五月二十一日

- 三 届出年月日 令和七年七月十七日

- 四 縦覧場所 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号山梨県庁別館二階 山梨県県民情報センター

- 五 縦覧期間 この公告の日から令和七年十二月四日まで

● 大規模小売店舗において小売業を行う者の変更の届出
大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出が

あったので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により、次のとおり公告し、及び縦覧に供する。

令和七年八月四日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 株式会社なとり 代表取締役 名取孝雄 山梨県南アルプス市沢登二十九番地

二 届出の概要

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地 おかじま白根食品館 山梨県南アルプス市飯野三千六百八十九番地

- 2 変更した事項 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前	変更後
株式会社山梨さえき 代表取締役 桑原孝正 山梨県富士吉田市富士見六丁目十一番二十三号 外一者	株式会社山梨さえき 代表取締役 吉川治彦 山梨県富士吉田市富士見六丁目十一番二十三号 外一者

- 3 変更の年月日 令和七年五月二十一日

- 三 届出年月日 令和七年七月十七日

- 四 縦覧場所 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号山梨県庁別館二階 山梨県県民情報センター

- 五 縦覧期間 この公告の日から令和七年十二月四日まで

● 大規模小売店舗において小売業を行う者の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出があったので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により、次のとおり公告し、及び縦覧に供する。

令和七年八月四日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 株式会社岡島 代表取締役 雨宮潔 山梨県甲府市丸の内一丁目二十一番十五号
- 二 届出の概要

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地 おかじま食品館敷島店 山梨県甲斐市中下条字寺前千三百八十番地の一 外
- 2 変更した事項 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前	変更後
株式会社山梨さえき 代表取締役 桑原孝正 山梨県富士吉田市富士見六丁目十一番二十三号 外二者	株式会社山梨さえき 代表取締役 吉川治彦 山梨県富士吉田市富士見六丁目十一番二十三号 外一者

- 3 変更の年月日 令和七年五月二十一日 外
届出年月日 令和七年七月十七日
- 四 縦覧場所 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号山梨県庁別館二階 山梨県県民情報センター
- 五 縦覧期間 この公告の日から令和七年十二月四日まで

● 開発行為及び公共施設に関する工事の完了について
都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第二項の許可に係る次の開発行為に関する工事及び開発行為のうち公共施設に関する工事は、完了した。

令和七年八月四日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 開発区域（工区）に含まれる地域の名称 韮崎市穂坂町三ツ澤字中坊来石七百八十八番の一部、七百八十九番の一部、七百九十一番一の一部、七百九十一番二、七百九十一番三、七百九十一番四の一部、八百二番二、八百五番四、八百五番五、八百五番六、八百十二番一、八百十二番二、八百十二番三、八百十三番一、八百十三番二、八百十三番三の一部、八百十三番四の一部、八百十三番五、八百十三番六、八百十四番、八百十五番一、八百十五番二、八百十六番一の一部、八百十六番二の一部、八百二十五番二、八百二十七番一の一部並びに字女夫石四千八十番三の一部、四千百番一の一部、四千百番二の一部、四千百番三の一部、四千百四番一、四千百四番二、四千百六番一、四千百六番二、四千百六番三、四千百七番一、四千百七番二、道及び水の区域

- 二 公共施設の種類、位置及び区域

公共施設の種類	位置及び区域
道路	次の図のとおり

（「次の図」は、省略し、その図面及び関係書類を中北建設事務所及び韮崎市役所に備え置いて縦覧に供する。）

- 三 開発許可を受けた者の住所及び氏名 山梨県韮崎市水神一丁目三番一号 韮崎市土地開発公社 理事長 長谷川 尚樹

● 一般競争入札について
次のとおり一般競争入札を行う。なお、この公告は、二十二年三月三十日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された千九百九十四年四月十五日マラケシュで作成された政府調達に関する協定、経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定その他の国際約束の適用を受ける調達契約に係るものである。

令和七年八月四日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 一般競争入札に付する事項

- 1 調達をする物品等の名称及び数量
（一） 名称 災害資機材搭載コンテナ
（二） 数量 六台

- 2 調達をする物品等の仕様等 個別入札説明書で定める内容等であること。

- 3 納入期限 令和七年十一月十四日（金）

- 4 納入場所 個別入札説明書で定める場所

- 二 事務を担当する所属 山梨県出納局管理課

- 三 一般競争入札の参加資格 次のいずれにも該当しない者であること。ただし、この公告の日から開札の日までの間に山梨県から「山梨県物品購入等契約に係る指名停止等措置要領」に基づく指名停止の措置を受けている日が含まれている者は、参加資格のない者とみなす。

- 1 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十七条の四第一項各号のいずれかに該当する者

- 2 地方自治法施行令第百六十七条の四第二項の規定により競争入札に参加させないこととされた者であって、同項の規定により定められた期間を経過していないもの

- 3 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第

二条第六号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法人であつてその役員が暴力団員であるもの（地方自治法施行令第百六十七条の四第一項第三号に該当する者を除く。）

4 営業に関し、許可、認可等が必要とされる場合において、これらを受けていない者

5 資格審査の申請を行う日の属する月の初日において、引き続き二年以上営業を営んでいない者

四 一般競争入札の参加資格の審査

1 申請の時期 この公告の日の翌日から令和七年八月二十六日（火）まで（山梨県の休日を含める条例（平成元年山梨県条例第六号）に定める県の休日（以下「県の休日」という。）を除く。）

2 受付時間 午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時まで

3 申請書の提出方法 次に掲げる場所に持参又は郵送により提出すること。

郵便番号四〇〇一八五〇一山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号山梨県出納局管理課

五 入札手続等

1 契約条項を示す場所等 この公告の日の翌日から令和七年八月二十六日（火）まで（県の休日を除く。）、四3に掲げる場所において一般の縦覧に供する。

2 入札説明書の交付方法 この公告の日の翌日から令和七年八月二十六日（火）までの日（県の休日を除く。）の午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時まで、四3に掲げる場所において直接交付するほか、山梨県公式ウェブサイトからダウンロードすることもできる。

3 一般競争入札の参加資格の確認 共通入札説明書及び個別入札説明書で定めるところにより、一般競争入札の参加資格の確認を受けること。

4 入札及び開札の日時及び場所

(一) 日時 令和七年九月十六日（火）午後二時

(二) 場所 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号山梨県庁別館一階出納局入札室

5 入札の無効 次のいずれかに該当する場合は、その入札は無効とする。

(一) 一般競争入札に参加する資格のない者が入札したとき。

(二) この公告に係る一般競争入札に関して不正の行為があつたとき。

(三) 入札書の金額、氏名、印鑑又は重要な文字の誤脱によって必要事項を確認し難いとき。

(四) (一)から(三)までに掲げるもののほか、この公告及び共通入札説明書に掲げる入札条件に違反したとき。

6 落札者の決定方法 山梨県財務規則（昭和三十九年山梨県規則第十一号。以下「規則」という。）第百二十七条第一項の規定により定められた予定価格の範囲内で最低価格をもつて有効な入札を行った者を落札者とする。

六 その他

1 契約の手続において使用する言語及び通貨

(一) 言語 日本語

(二) 通貨 日本国通貨

2 入札保証金 規則第百八条の二の規定により、免除する。

3 契約保証金 契約を締結しようとする者は、共通入札説明書で定める契約保証金を納めなければならない。ただし、規則第百九条の二の規定に該当する者は、これを免除する。

4 契約の締結 落札の日から七日以内に締結する。

5 違約金の有無 有

6 最低制限価格の有無 無

7 前払金の有無 無

8 その他

(一) 詳細は、共通入札説明書及び個別入札説明書による。

(二) 問合せ先 山梨県出納局管理課（電話〇五五―二三―二三九五）

※ Summary

1 Nature and quantity of the products to be procured: Containers Loading Disaster Prevention Equipment (6 units)

2 Date and time for tender: 2:00PM September 16, 2025

3 Bureau in charge: Management Division, Treasury Bureau, Yamanashi Prefectural Government 1-6-1 Marunouchi Kofu Yamanashi 400-8501 Japan TEL 055-223-1395